

自殺対策専門員（会計年度任用職員）募集要項

項 目	内 容
職名	自殺対策専門員（会計年度任用職員）
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※1 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 <u>なお、期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u> ※2 任用後 1 か月は条件付採用期間となります。ただし、任用後 1 か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合は、その日数が 15 日に達するまで条件付採用の期間を延長します。
勤務職場	保健医療局保健政策部健康推進課 （東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号東京都庁第一本庁舎 29 階南側）
職務内容	地域自殺対策推進センターの運營業務 ・地域における自殺対策関係者等に対して行う基礎的な研修等の人材育成業務 ・地域における自殺対策関係者、都民等に対して行う研修等の企画立案業務 ・都民に対する普及啓発関連業務 ・区市町村等からの問合せ対応、支援、情報提供、助言、連絡調整 ・地域における自殺の実態把握、自殺対策に関する情報の収集、分析等 ・他道府県、都民からの問合せ対応、著作物の利用許諾業務 ・その他、上記に関連する業務
応募資格・求められる能力	・保健師又は精神保健福祉士の資格を有していること。 ・精神保健分野での経験等、公衆衛生に関する専門性を有していること。 ・パソコン（Word、Excel 等）の基本的な操作能力を有し、文書の作成・整理、計算式を用いた表の作成等を支障なく行うことができること。 ・対外的折衝や電話対応等において、円滑な調整を行うことができること。 ・災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	月 16 日（原則として、土日、祝日及び年末年始を除く。）
勤務時間	本人の意向を踏まえ、所属長の決定により、以下のいずれかとする。 ・S 勤務 7 時 00 分から 15 時 45 分まで ・S I 勤務 7 時 30 分から 16 時 15 分まで ・S II 勤務 8 時 00 分から 16 時 45 分まで ・A 勤務 8 時 30 分から 17 時 15 分まで ・B 勤務 9 時 00 分から 17 時 45 分まで ・C 勤務 9 時 30 分から 18 時 15 分まで ・D 勤務 10 時 00 分から 18 時 45 分まで ・E 勤務 10 時 30 分から 19 時 15 分まで

	<p>・F 勤務 11時00分から19時45分まで 業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務有</p>
休憩時間	<p>本人の意向を踏まえ、所属長の決定により、以下のいずれかとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11時00分から12時00分まで ・11時30分から12時30分まで ・12時00分から13時00分まで ・12時30分から13時30分まで ・13時00分から14時00分まで
休暇等	<p>(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>(無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業、子育て部分休暇</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。</p>
報酬額	<p>月額 240,100円 通勤手当相当額を別途支給（上限150,000円/月）</p> <p>※1 原則として月の1日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込により支給</p> <p>※2 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p> <p>※3 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p>
社会保険	<p>一定の要件を満たす場合、共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入</p>
応募方法等	<p>1 応募方法 次の書類を下記「問合せ先」宛てに郵送又は持参してください。</p> <p>ア 会計年度任用職員申込書（写真を必ず貼付） イ 返信用封筒（長3） 合否通知等の郵送先住所と氏名を記入し、110円分の切手を貼付してください。</p> <p>2 応募期限 令和8年2月10日（火曜日）必着 ※ 持参の場合は、開庁日の10時から17時までの受付となります。</p> <p>3 選考方法 ア 第一次選考 書類審査 イ 第二次選考 面接</p> <p>※ 応募書類は、選考及び採否の連絡等採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。 ※ 応募書類は返却しませんので、御了承ください。</p>

	<p>※ 第二次選考（面接）は、第一次選考後、対象者のみ実施します（対象者に別途連絡します）。</p> <p>※ 選考経過及び結果に関するお問合せには、一切対応できませんので御了承ください。</p>
問合せ	<p>〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号東京都庁第一本庁舎29階南側 東京都保健医療局保健政策部健康推進課自殺総合対策担当 伊藤 電話番号 03-5320-4310 メールアドレス S1150302@section.metro.tokyo.jp</p>

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。